

安全管理・事故対応規程

第1条（目的）

本規程は、当団体の練習会・イベント等（以下「活動」という。）における事故・傷害・体調不良等の発生を予防し、発生時に迅速かつ適切に対応するための基本事項を定め、参加者（特に未成年者）の安全確保を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当団体が主催または運営する活動に適用する。

第3条（基本方針）

当団体は、安全を最優先とし、無理のない参加と体調管理を促す。

当団体は、活動の内容・天候・参加者属性（未成年、初心者等）に応じて、安全配慮を行う。

当団体は、緊急時に備え、連絡体制および最低限の救護体制を整える。

第4条（参加者の自己管理と確認）

参加者は、自身の体調・健康状態を確認し、無理をせず参加するものとする。

当団体は、活動開始前または活動中に、必要に応じて体調確認（声かけ等）を行う。

未成年者については、保護者の同意の下で参加するものとし、緊急連絡先を当団体へ届け出る。

第5条（活動中の安全配慮）

当団体は、活動中において、次の安全配慮を行うよう努める。

危険箇所の把握、走行ルートや集合・解散の方法の工夫

高温・低温・雷雨・強風等の気象条件に応じた中止・短縮・内容変更

水分補給、休憩、ペース配分の促し

未成年者・初心者等への過度な負荷の回避

体調不良者の早期把握と離脱支援

第6条（保険）

当団体における保険は、各自加入を基本とする。

当団体は、活動が傷害等のリスクを伴うことを踏まえ、必要に応じて傷害保険等への加入を推奨する。

第7条（緊急時対応）

事故・傷害・体調不良等が発生した場合、当団体は安全確保を最優先し、状況に応じて救護を行う。

必要に応じて、救急要請（119）、関係機関への連絡、保護者への連絡等を行う。

未成年者への連絡は原則として保護者を通じて行う。ただし各家庭の方針や緊急性に応じ、本人への連絡を行う場合がある。

当団体は、関係者の安全確保のため、活動の中止・一時停止・場所移動等の措置を講じることができる。

第8条（事故等の記録と報告）

当団体は、事故・傷害・体調不良、ならびに重大なヒヤリハット（以下「事故等」という。）について、事実関係を簡易に記録する。

記録は、再発防止および運営改善を目的として行い、個人情報が必要最小限に取り扱う。

記録様式は別紙「事故報告メモ」による。

第9条（再発防止）

当団体は、事故等の内容を踏まえ、必要に応じて活動方法、周知事項、運営体制等を見直し、再発防止に努める。

第10条（規程の改廃）

本規程の改廃は、当団体の定める手続により行う。

第11条（施行）

本規程は、令和 年 月 日より施行する。